

# 緊急雇用創出推進事業実施要領

## 第1 目的

緊急雇用創出推進事業は、現下の厳しい雇用情勢に鑑み、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行に対処すべく、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源とした、北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「基金」という。）を造成し、この基金を活用することにより、本道の実情に応じた事業（以下「推進事業」という。）を実施し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材の育成を図ることを目的とする。

## 第2 対象事業の内容

推進事業は、次の事業とする。ただし、建設及び土木事業、国の補助金又は道の補助金の交付を受けている事業並びに既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替と判断されるものを除く。

- (1) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、(2) 以外のもの（以下「緊急雇用事業」という。）
- (2) 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに道において地域の成長分野として設定した分野（健康・環境・国際の視点で成長が期待できる産業、IT、福祉・子育て、治安・防災の分野をいう。）以下同じ。）に係るもの（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）（以下「重点分野雇用創出事業」という。）
- (3) 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって重点分野に係るもの（未就職卒業者を対象とする事業を除く。）（以下「地域人材育成事業」という。）
- (4) 東日本大震災等の影響による失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（以下「被災求職者」という。）若しくは平成23年3月11日以降に離職した失業者。以下同じ。）に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（以下「震災等緊急雇用対応事業」という。）

## 2 委託事業

### (1) 事業内容

委託事業は、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。以下「民間企業等」という。）へ委託して実施する次の条件を全て満たす事業であること。

ア 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の

失業者のための短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

イ 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

ウ 事業で新規雇用する労働者の募集にあたっては、原則として公共職業安定所（以下、「安定所」という。）への求人申込みにより行うものであること。また、文書による募集、直接募集等を行う場合にあつては、募集の公開を図るものであること。

エ 事業で新規雇用する労働者の雇用・就業期間は、事業内容等が次のいずれかに該当する場合には、経済部長の同意を得て、その期間を更新できるものであること。

(ア) 緊急雇用事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6箇月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。ただし、新規雇用する労働者が、被災求職者である場合には、2回以上の更新を可能とすること。

(イ) 重点分野雇用創出事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

また、若年者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）である場合は、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(ウ) 地域人材育成事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。ただし、介護福祉士の資格取得を目指すことを目的とする事業及び若年者の雇用機会の確保を目的として実施する事業（平成22年度に開始したものに限る。）については、1回に限り更新を可能とすること。

また、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

(エ) 震災等緊急雇用対応事業については、新規雇用する労働者の雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とすること。

ただし、新規雇用する労働者の雇用・就業期間が6箇月以内である場合には、1回に限り更新を可能とすること。

上記にかかわらず、新規雇用する労働者が被災求職者である場合は、2回以上の更新を可能とすること。

なお、被災求職者を優先的に雇用すること。

オ 地域人材育成事業については、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。

カ 地域人材育成事業については、事業実施主体は、新たに雇用した失業者に対し、職場での実務経験を積むOJTや職場外で講義等の研修を受講するOFF-JTな

どの方法の組み合わせによる人材育成計画を策定し、これに基づき人材育成を行うものであること。

キ 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることの確認を行うものであること。

## (2) 委託契約等

### ア 委託契約内容

道が業務を委託する企業等（以下「受託企業等」という。）と結ぶ委託契約においては、北海道財務規則、業務委託事務取扱要綱及び調査研究事務委託事務の取り扱いについてによるほか、次の事項について定めるものとする。

(ア) 委託事業の予定期間及び終了予定期日

(イ) 予定される事業費及び人件費

(ウ) 事業に従事する予定の全労働者数及び新規雇用する予定の失業者数

(エ) 事業で新規雇用する予定の労働者の雇用・就業期間

(オ) 事業で新規雇用する予定の労働者の募集方法

(カ) 受託企業等は、労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることを確認する義務を負うものであること。

(キ) 道は、受託企業等が（ア）から（カ）について定めた事項に違反した場合には、契約の解除及び委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有すること。

(ク) 委託事業が終了した場合は、受託企業等が前記（ア）から（カ）の事項を内容に含む実績報告を作成し、経済部長に提出しなければならないこと。

(ケ) （ク）により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託企業等に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、道は受託企業等に対し、返還を命ずること。

### イ 契約の相手方の選定など

この委託事業は、新規の雇用及び就業機会を生ずる効果の高い事業であるものが対象とされていることから、契約の相手方の選定方法として、北海道財務規則、業務委託事務取扱要綱及び調査研究業務委託事務の取り扱いについてによるほか、プロポーザル方式による選定を検討するものとする。

また、創業間のない企業で道からの受注実績の乏しい企業等であっても、経営内容に問題がなく、委託業務を実施するために十分な技術力が認められる場合には、選定に参加する業者を選考する段階で排除しないよう配慮すること。

## 3 直接実施事業

道が直接実施する、2の(1)のアからキまでの要件を全て満たす事業（地域社会雇用分野の事業を除く。）であること。

## 4 市町村補助事業

(1) 知事は、市町村が2及び3に準じた事業を実施する場合は、市町村に補助金を交付できるものとし、その手続等については別途定める要綱に基づくものとする。

(2) 補助金の補助率は、10/10以内とする。

## 第3 事業計画の提出

推進事業を実施する者は、事業計画書（別記第1号様式の1）及び個別事業表（別記第2号様式）を経済部長に提出するものとする。

道は、提出された事業計画書及び個別事業表を審査、取りまとめの上、国が定める緊急雇用創出事業計画書を作成し、北海道労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けると共に、これを公表するものとする。

#### 第4 事業計画の変更

道は、必要に応じ、国が定める緊急雇用創出事業計画変更書を作成し、北海道労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けると共に、これを公表するものとする。

#### 第5 事業実績の報告

推進事業を実施する者は、事業完了時に事業実績書（別記第1号様式の1および2）を作成し、経済部長に提出するものとする。

道は、提出された事業実績書を取りまとめ、年度の半期毎に国が定める緊急雇用創出事業実績報告書を作成し、北海道労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その確認を受けると共に、これを公表するものとする。

#### 第6 事業の要件等

推進事業は、道の年度毎の事業計画全体として、次の要件に該当するものであることとする。なお、この要件は、事業計画全体として判断するものであり、個々の推進事業については、本制度の趣旨を踏まえ効果的な運用に努めることとする。

- (1) 事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であること。
- (2) 地域人材育成事業（介護分野の事業を除く。）については、新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合が5分の3以上であること。
- (3) 人件費等の経費について、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準を設定したものであること。

#### 2 事業計画の策定や事業の実施に際し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 新規雇用において、特に厳しい状況にある離職した非正規労働者や中高年齢者、未就職卒業者に配慮するとともに、障がい者等の就職困難者が本事業から排除されることのないよう努めること。
- (2) 幅広い層の失業者に雇用・就業機会を与える観点から、特定の失業者のみを対象とした事業や、教員等公務員の退職者対策のための事業とならないよう配慮すること。
- (3) 事業で新規雇用する労働者に関して、第2の規定により実施する複数の事業に同一の者が重ねて就く場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること。（介護分野以外の事業に従事していた者が、介護分野の事業に従事する場合及び被災求職者を雇用する場合を除く）。

#### 第7 事業の周知等

推進事業を実施する者は、事業の実施に当たっては、受託企業等が行う新規雇用に係る労働者の募集に関する情報をできるだけ速やかに周知するものとする。

- (1) 委託事業については、契約の相手方を選定し委託契約を締結した後に、相手方から安定所への求人申込票の写しを提出させるとともに、その内容について広報等を活用して広く周知を図るものとする。

なお、新規雇用する労働者の募集を安定所への求人申込みによらないことに特別の事由がある場合には、契約の相手方を選定し委託契約を締結する際に、相手方からの

委託契約書の提出に併せて、本事業に係る「雇い入れに関する情報」（別記第3号様式）を提出させ、安定所へ速やかに通知を行うものとする。

(2) 直接実施事業については、安定所に求人申込みを行うとともに、その内容について広報等を活用して広く周知を図るものとする。

#### 第8 財産の取得制限

推進事業を実施する者は、事業を実施する際に必要となる機械、器具等（委託事業の委託先が委託事業を実施する際に必要となる機械、器具等を含む。）については、基本的にリースあるいはレンタルにより対応することとし、リースあるいはレンタルによる対応が困難な場合に限り、当該機械、器具等の取得等（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の場合に限る。）に係る経費（委託事業の委託費に含まれる当該機械、器具等の取得等に係る経費を含む。）を認めるものとする。

#### 第9 臨時職員雇用に係る特例

平成21年10月23日から平成24年3月31日までに限っては、事務補助員としての臨時職員の雇用について、業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合に基金を活用できるものとする。

#### 第10 その他

推進事業は、この要領に定めるもののほか、国の次の定めによることとし、その他必要な事項については別途定めるものとする。

- (1) 「緊急雇用創出事業実施要領」（平成23年11月21日付け職発1121第11号）
- (2) 「パーソナル・サポート・モデルプロジェクト事業実施要領」（平成22年9月10日付け職発0910第5号）
- (3) 「平成20年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成21年1月30日付け厚生労働省発職第0130003号）
- (4) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年1月28日付け厚生労働省発職0128第1号）
- (5) 「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年9月24日付け厚生労働省発職0924第1号）
- (6) 「平成22年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成22年11月26日付け厚生労働省発職1126第2号）
- (7) 「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成23年5月2日付け厚生労働省発職0502第1号）
- (8) 「平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金交付要綱」（平成23年11月21日付け厚生労働省発職1121第8号）

#### 附 則

この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

この実施要領は、平成21年8月7日から施行する。

この実施要領は、平成21年12月17日から施行する。

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

この実施要領は、平成22年10月21日から施行する。

この実施要領は、平成22年12月28日から施行する。

この実施要領は、平成23年4月26日から施行する。

この実施要領は、平成23年5月23日から施行する。

この実施要領は、平成23年12月7日から施行する。